

鹿児島工業高等専門学校毒物、劇物及び危険物取扱規程

(趣旨)

第1条 鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）において取扱う毒物、劇物及び危険物（以下「毒劇物等」という。）の取扱いについては、法令その他別に定めるもののほか、独立行政法人国立高等専門学校機構毒物、劇物及び危険物取扱規則（平成24年規則第114号。以下「規則」という。）及びこの規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における毒劇物等とは、規則第3条第1号及び第2号に規定するものをいう。

(管理者及び管理責任者)

第3条 規則第4条第1項及び第5条に基づき、本校の所有する毒劇物等を管理するため、管理者を置き、校長をもって充てる。

2 規則第4条第2項及び第5条に基づき、管理者の事務を担当するため、管理責任者（以下「責任者」という。）を置き、事務部長をもって充てる。

(毒劇物等取扱者)

第4条 毒劇物等を取り扱うもの（以下「取扱者」という。）とは、毒劇物等を職務上又は教育研究上取り扱う教職員をいう。

2 取扱者は毒劇物について、規則第9条及び第10条により保管等及び使用等を行うものとする。

(事故時の措置)

第5条 取扱者は、毒劇物等の盗難又は紛失等の事故が発生したときは、直ちに管理者へ届け出なければならない。

(安全衛生委員会)

第6条 毒劇物等の管理については、鹿児島工業高等専門学校安全衛生管理規則第4条に定められている安全衛生委員会が状況を把握するとともに、必要に応じて責任者に対して指導、助言を行うものとする。

(事務)

第7条 この規程に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

- 1 この規程は、令和8年6月3日から施行する。
- 2 鹿児島工業高等専門学校毒物及び劇物取扱規則(昭和63年6月1日制定)は廃止する。